

# 法人本部事業報告

## 1 概況

令和3年度に事業所を幸養苑敷地内に集約して以降、事業所間の連携を強化し地域の福祉ニーズに対応している。幸養苑では地域生活支援拠点事業の実施を通じ、様々な緊急案件や矯正施設退所者の一時的な対応も含めて、関係機関と連携を図ってきた。只、令和6年度末をもって地域生活支援コーディネーターの退職に伴い事業を一時終了する事としたが、引き続き緊急的な短期入所等の対応は継続する。

新型コロナウイルスについては、令和7年2月下旬から3月上旬にかけて幸養苑入所・通所利用者で10名以上のコロナ感染者の発生があり、一部サービスの縮小を行いながら事業の継続を図った。

## 2 法人の重点方針に関する主な取り組み状況

### (1) 財務管理について

- ・公認会計士による定期的な指導のもと適正な会計処理及び予算執行を行った。
- ・施設整備等積立金については、第2期大規模修繕計画を基に下記(2)の施設整備を行い、その費用として390万円の取崩を行った。  
また、ICT化を進めることで業務の効率化を図り、事務作業の軽減を図ると共に災害時にも業務継続できるよう環境整備を進めた。

### (2) 施設整備等について

#### 機械・機器・建物改修等

- ・事業計画で予定していた修繕計画に基づく施設整備等は概ね計画通りに行なった。(20万円以上)
  - 幸養苑防炎カーテン改装工事 (784,000円)  
交流スペース等施設内3カ所設置カーテンの劣化による改装工事。
  - その他突発的な整備
    - スチームコンベクションオーブン入替 (1,060,950円)  
令和5年度より修理を繰り返していた設備の再故障に伴う修理費用が46万円との事から新品へ入替を実施。
    - 1,2階デイルームロスナイ入替 (495,000円)  
劣化による故障の為交換工事。

### (3) 社会福祉充実計画について

- ・現在の社会福祉充実計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間として策定し、利用者の居住環境の向上や安定した支援の継

続を目的に、事業用建物の修繕と職員の増員を計画した。計画3年目となった令和6年度も修繕に関しては概ね計画通り行った。職員の増員に関しては、多数の退職者もあり増員にはならなかつたが新卒1名、中途を3名採用した。

(4) 人材の確保・育成・定着について

- ・人材確保については、ハローワーク求人掲載や専門学校等への訪問等の求人活動を実施し、退職者の補充を行つた。
- ・育成については施設内研修、外部研修に参加し新たな情報を習得するなど、改めて業務に対する専門性を振り返る等の機会とした。また、オンライン研修を導入し、支援員等は受講後にレポート提出を行い、中間管理職には評価業務を担つた。

(5) 非常時における事業継続に向けた取組について

- ・水害時の対応として、幸養苑は全入所利用者を2階への垂直避難と保管している非常時食の運搬を行う訓練を行い、階段移動による避難に要する時間等を確認した。ケヤキは帰宅対応時の乗車迄の避難訓練を行い、対応方法を確認した。

(6) 地域社会との連携について

- ・地域における公益的な取り組みとして、青森県社会福祉協議会が運営する「青森しあわせネットワーク」への参加を継続した。
- ・専門学校、短期大学学生の職場実習受け入れや、施設外部関係者も参加する地域交流行事を実施した。

### 3 役員会等の開催

(1) 理事会

第1回 令和6年5月 23日（木）	第1号議案	令和5年度事業報告書及び附属明細書の承認について
	第2号議案	令和5年度計算書類及び附属明細等並びに財産目録の承認について
	第3号議案	評議員選任・解任委員の任期満了による改選について
	第4号議案	定時評議員会の招集（案）について
	報告事項	理事長の職務執行状況

第2回 令和7年3月 24日（月）	第1号議案	令和6年度資金収支補正予算書案について
	第2号議案	令和7年度事業計画案について
	第3号議案	令和7年度資金収支予算書案について
	第4号議案	幸養苑苑長の任用について
	第5号議案	諸規定の変更について
	報告事項	幸養苑運営指導の実施結果について
	報告事項	デイサービスセンター ケヤキ運営指導の実施結果について
	報告事項	理事長の職務執行状況

（2）評議員会

第1回 6月12日（水）	報告事項	令和5年度事業報告について
	第1号議案	令和5年度計算書類及び財産目録の承認について
第2回 2月13日（木）	第1号議案	理事退任の承認について
	第2号議案	理事退任に伴う新理事の選任について

4 職員動向

（1）障がい者支援施設 幸養苑

	令和6年3月31日在籍数	令和7年3月31日在籍数
管理職・事務職	5	5
支援員・看護師等	31	27
栄養士・調理員	6	6
合計	42	38

（2）デイサービスセンター ケヤキ

	令和6年3月31日在籍数	令和7年3月31日在籍数
管理職	1	1
相談支援専門員	2	2
児童指導員・保育士等	5	5
合計	8	8

## 「障がい者支援施設 幸養苑」事業報告

### 1 運営方針

「幸養苑」は、平成23年度から「障害者自立支援法」に基づく新体系移行により「障がい者支援施設 幸養苑」へ移行し、利用者の権利擁護推進・意思決定支援の充実等を中心に支援してきたところである。また、ここ数年は「緊急受入」を中心とした短期入所支援の充実等地域の障害福祉サービスの拠点としての機能強化を図り、令和3年度からは、正式に「地域生活支援拠点事業部」を開設し、今まで培ってきたノウハウを活かしながら、地域における障害福祉サービスの拠点事業所としての推進と充実を図っている。

また、国の社会保障審議会において第7期障害福祉計画（令和6年度より3年間）の概要が示され、引き続き施設入所に関しては5%以上の削減目標が示される等入所型施設の状況は厳しい情勢となっている。また、本人が希望する地域生活推進のため、施設入所利用者全員に対しての意向を確認し、希望に応じたサービス利用を行うことが令和8年度には義務化される。（指定基準に盛り込まれる。）この3年間で入所型施設の方向性が大きく転換していくものと想定されるが、施設として「意思決定支援」と「権利擁護の推進」を原則に支援の充実と質の向上を図っていくものである。

### 2 重点方針

#### (1) 支援の充実〔虐待防止及び権利擁護の推進〕

キーワード→「積極的な虐待防止の視点（利用者個々の権利擁護の推進を中心とした支援の充実）」

※基本的な支援への考え方（前年度からの継続）

↓

今まで自分たちが行っていた支援を今一度振り返り、真の意味で「利用者本位」・「利用者中心」の支援を展開できるよう努めてきた。

当たり前のこと・普通に生きることの真の意味を考ながら、支援していけるよう努めているが、まだまだ支援者の視点・支援者の都合で利用者に支援していると感じられる場面が見られているため、引き続き徹底を図ることが必要と思われる。

## (2) 身体拘束等の適正化の推進

※以下の点を基本として、身体拘束の適正化を図ってきた。

すべては、身体拘束はしていけない・あってはならないという前提にあること。支援者の都合で行動制限を強ことは虐待にあたる。

支援者は、「ここにいなさい」等利用者に対して行動制限を当たり前のように求めていないかを日々点検しながら、自分たちの行動をきちんと分析していくことが重要である。(特に令和5年度からは、減算対象となりより厳格に対応する必要が高まった。) 特に「行動障害」のある利用者に関しては、短絡的に行動の制限を求めるのではなく、本人の意思を尊重して自由に生活していくよう、より一層努力していかなければならない。(原則として、令和5年度からは、強度行動障害ケースにおいても居室制限は撤廃している。)

### 【身体拘束の適正化に関する運営基準】

注…義務化となる項目。

(令和5年4月より適正な対応されていない場合には、基本報酬の減算対象となる。)

ア 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記入すること。

イ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

ウ 身体拘束適正化のための指針を整備すること。(※作成済)

エ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

## (3) すべての入所利用者への地域生活移行の促進

令和6年度より、障害者支援施設のすべての利用者に対して、地域移行及び施設外の日中サービスの利用の意向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならない、とされている。

↓ そのために

本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるために、障害者支援施設の指定基準に、

①地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向を行う担当者を選任すること。

②意向確認のマニュアルを作成していること。

の2点を規定し、義務化される。(令和6年度から努力義務化され、令

和8年からは義務化されるとともに、減算対象となる予定。)

また、地域生活移行の意思決定のためにグループホーム等の見学・生活体験・社会生活体験・地域活動への参加等計画していく必要がある。

なお、意向確認においては支援者の価値観や考え方等で一方的に決めるのではなく、たとえ障害が重くても、意思決定支援に充分配慮したうえで進めなければならない。(この3年間の取組状況によって、入所型施設の今後が大きな分かれ道となっていく。)

※意向確認等の状況に関しても施設側が一方的に結論付けることなく、市町村の自立支援協議会等で検証する等のプロセスを必要とされる。

※地域移行等の意向確認等においては、地域生活拠点・相談支援事業所等と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

上記を踏まえ、令和6年度は一部利用者のグループホームの体験利用や中村苑長自宅での地域生活体験・宿泊体験を実施してきた。義務化される令和8年度までには意思確認のための取り組みや体験利用等を進めなければならないため、新たな居住支援対応の新設も含め、体験利用先の確保等が急務であると考える。

### 3 基本的な支援方針

#### 【支援の充実に関して】

- ・個別支援計画の見直し

個別支援計画の内容において、いまだに医学モデル的な見方で本人に一方的に努力を強いるような目標になっていないか点検し、適正にどのような支援を行うことで本人の想いやニーズが達成されるかを中心に据えた内容になることを基本に進めてきた。

そのために、意思決定支援の取り組みを強化することは不可欠な点であるが、まだ十分とは言えず引き続き努力していく必要がある。

※そのために、今後も以下の点に留意して充実を図る。



#### [適切なアセスメントの作成]

今までの内容をすべて適正に確認する。利用者個々の客観的な日常を把握し、本人のニーズと想いをくみ取れるものとして具体的に作成する。作成責任者はサービス管理責任者ではあるが、原案作成に際しては日中活動担当者・ケース担当者等が共同作業で策定する。

### [適切な個別支援計画の作成]

アセスメント内容等に基づいて、現在行ってきた支援環境を分析し利用者個々が眞の意味で自発的に自分らしい生活を推進していくためには支援者がどのような関わりやサポートを行うことによって実現されるかを前提に計画を組み立てていく。

### 【令和6年度から義務化または努力義務化（運営基準に位置づけ）】

- ・令和6年度より、施設入所利用者全員に対しての地域生活意向確認を適切な意思決定支援に基づいて実施し、その意向に基づいたサービス提供が原則となる。（令和8年度より義務化）そのため、適切な体験の機会の確保等を提供し、障害状況に関わらず適切な意思決定が可能となるよう配慮する。
- ・利用者の自己決定の尊重及び意思決定支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえでの適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ・利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）にあたり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱えている場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。
- ・相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、原則として利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認する。

〔注：サービス管理責任者が作成した個別支援計画については、相談支援事業者への交付を義務付ける。〕

### 【身体拘束等の適正化・虐待防止等について】※再掲

虐待はあってはいけない・身体拘束はしてはいけないことが前提。特に身体拘束については、「三原則を遵守」すれば良いということにはならない。（→あくまでも改善していかなければならないことを怠らない。）

問題行動が発生した際に対症療法的な手法で完結しようとする場面も多くみられており、今後は課題の軽減等に関して総合的な視点で支援できるよう努力していく必要がある。

（身体拘束の適正化は、現在減算対象となっている。）

#### ※介助について

対象者の自立や想いを考えず一方的に「全面介助」してしまうことは間接的には虐待につながる。今年度も支援者の都合で一方的に機械的に

介助しているとみられる場面もあった。誰であっても自分らしく生きる権利を持っている以上自らが主体的に生活するという視点を怠ることなく適切な介助方法等今後も工夫していく。

#### 4 その他

##### (1) 保護者との連携

適切な利用者支援を図る上でも、保護者との連携は不可欠であるが、新型コロナウイルスの状況もあり、書面を中心とした対応が中心となった。今後は、個別面談等保護者の意向等も確認しながら支援の充実を図っていくこととする。

※施設入所面会等については、隨時実施している。

##### (2) 利用者の健康と安全の確保

###### 【利用者の健康管理等について】

- ・年2回健康診断を実施して、健康管理の徹底を図った。
- ・インフルエンザに関する予防接種については、予定したとおり施設内にて協力医療機関医師が来苑して実施することができた。なお、感染予防対策等は現在までの内容を修正し、今回の新型コロナウイルス感染症クラスター発生時の課題等検証し、作成していくこととする。

###### ※医療機関等との連携

- ・協力医療機関（嘱託医）…関谷外科クリニック
- ・協力医療機関（精神科関係）…芙蓉会病院
- ・協力医療機関（歯科関係）…白取歯科医院
- ・健康診断委託先…全日本労働福祉協会

###### 【怪我の防止等について】

- ・近年重度化、高齢化に伴って、転倒等による怪我が増加傾向にある。  
怪我的発生に関しては、細かい原因等不明となったケースもあり、今後もヒヤリハットの徹底等的確な原因把握に努める。

###### 【感染症等発生時における医療機関等との連携強化・感染症対応力の向上について〔義務化または努力義務化〕】

↓

- ①障害者支援施設等については、新興感染症の発生時等に感染症の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症発生時等における対応を取り決めることが令和6年度より努力義務化された。  
〔協定締結医療機関→令和5年度より各都道府県に新興感染症等連携協議会を新たに設置することとなった。(中村苑長も協議会委

員として参画) 同協議会の中で医療機関と協議を進め県と医療機関との締結を進めている。】

②協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協力医療機関と利用者の急変等時の対応等の取り決めを行う中で、新興感染症の発生時における対応についても協議することが義務化される。

※以上の2点を念頭に、連携の強化と対応力の向上に努めるものである。

### ③感染症対策委員会の設置等

令和5年度まで対応してきた「新型コロナウイルス対応チーム」に関しては、令和6年度から「感染症対策委員会」として再編。対策委員会においては、年2回以上の対策訓練〔シミュレーション〕や研修の実施等企画した。また、令和5年度まで活用してきた感染症マニュアルに関しては、予防や蔓延防止の徹底等を図るため、一部改訂し指針として再編している。

なお、一部改訂・研修や訓練の実施にあたっては、現在青森県新興感染症連携協議会で策定している新たな「青森県感染予防計画」の内容に準じて実施するよう努める。

### 【医療機関等との連携】

- ・協力医療機関（嘱託医）…関谷外科クリニック
- ・協力医療機関（精神科関係）…芙蓉会病院
- ・協力医療機関（歯科関係）…白取歯科医院
- ・健康診断委託先…全日本労働福祉協会

### 【怪我の防止等について】

- ・近年重度化、高齢化に伴って、転倒等による怪我が増加傾向にある。そのため、「安全対策チーム」を中心にヒヤリハット事例の分析等を実施し、原因の分析等に基づいて事故防止策の強化に努めた。

### 【防災対策】

- ・近年、予測できない風水害等が頻繁に発生する傾向にある。そのため、地域との協力体制のあり方を含めた総合的な防災計画の強化を進めた。（大規模災害対策等の強化）
- ・福祉避難所としての機能…大規模災害等により、地域の障がい者等の避難場所を確保するため、青森市との締結による「福祉避難所」としての機能を果たすよう努めてきた。

### (3) 研修活動

利用者支援における専門性の向上等を図るため積極的に研修活動等実

施した。なお、実施にあたっては「研修要綱」に基づいて研修計画等作成する。研修活動に関しては、外部業者（リーオンミー）とも連携し強化しているところである。

#### 【職場内研修】

- ・定期的に施設内研修を実施し、支援上の課題や支援のスキルアップを図る。特に「身体拘束の適正化」が義務化されたため、職場内研修でも取組を強化した。

#### 【職場外研修】

- ・支援向上のため、研修計画に基づいて各種研修会等へ積極的に参加し、職員会議や苑内研修の機会に報告することで内容を周知した

### (4) 調理等に関する行動計画、衛生管理等について

食事は、利用者にとって最も楽しみにしているものであり重要な部分である。健康を保つために年二回実施している利用者の健康診断結果を踏まえ、利用者に応じた栄養の目標等を設定し、目標量が確保できるよう献立表の作成等でも工夫してきた。

#### 【食事提供に関して】

利用者個々の嗜好等に考慮しながら、食事形態の配慮や年間を通しての季節食・行事食等楽しく食事提供できるよう工夫してきた。また、利用者の特性に適した形態での食事提供にも努めた。

##### ※行事食提供実績

4月…花見、7月…七夕、10月…月見・ハロウィン、12月…冬至・クリスマス、1月…正月、2月…節分、3月…ひな祭り

##### ※バイキングの実施

3ヶ月に一回、バイキング形式での昼食を提供した。

##### ※給食会議の開催

三ヶ月ごとに給食会議を開催し、利用者の嗜好や要望、食事形態の変更等について確認した。

##### ※セレクトメニュー

月に一度、セレクトメニューを提供した。

#### 【衛生管理について】

集団食中毒等の感染症防止の徹底等図るため、調理場内外の衛生管理の徹底等に努めた。

#### 【職員の知識や技術の向上】

苑内外での講習会等に積極的に参加した。

#### 【食材・記録簿の管理】

食品を無駄なく使用するよう努めてきた。

各記録簿の記入ミスを防ぐよう努めた。

#### 【非常食の取り扱い】

災害時の非常食については、日々の献立の中に一部非常食も取り入れ、利用者にも慣れていただくよう取り組んだ。また、不足分等の管理徹底を図り、非常時用の備蓄に備えてきた。

#### (5) グループ活動の実施

日中活動（生活介護）については、グループ体制を基本に実施した。新型コロナウイルスが時折発生したり、支援員の退職や休職が重なったりしていた状況もあったことから、当初予定していた活動ができることも多くみられたため、そういう状況ではできるだけ個別支援の充実を中心とした活動を展開した。

※グループ活動内容等については、各グループ支援計画に基づく。

#### 【参考として、各グループの活動予定内容等】

全グループ共通事項…適切な地域生活移行を推進するために、体験機会の確保等に努める。（社会生活体験・公共機関等の利用体験・地域活動への参加等）

※実施に際しては、各グループ活動計画に基づく。

#### 【生活介護・作業グループ】

- ・作業活動及び社会生活支援を通して、様々な体験を促進し充実した日中活動の時間となるよう支援する。  
(主な活動内容…リサイクル作業・個別の支援、環境美化活動、社会生活支援（外出計画等）)

#### 【生活介護・身辺介護グループ】

- ・身辺処理等において介助を必要とする利用者で構成。また、行動障害のある利用者も多く、精神的な安定を図るとともに個々に充実した時間を過ごせるよう取組み、生活の質の向上を図る。  
(主な活動内容…生活関連動作への支援、介助・趣味的活動・個別歩行・感覚刺激活動〔スヌーズレン〕・社会生活支援の推進（外出計画等）等)

#### 【生活介護・創作活動グループ】

- ・身辺処理等において介助を要するとともに、自閉症等を起因に行動障害のある利用者も多く、情緒の安定に配慮しながら活動。また、基本的生活習慣の確認等個々の特性に応じた活動を心がけ、生活の

質の向上と活動における選択の幅を広げる。

(主な活動内容…アイロンビーズ等の創作活動・個別歩行、散歩・社会生活支援（外出計画等）等)

#### 【生活介護・強度行動障害個別支援】

- ・強度行動障害の背景から、グループ活動が困難な利用者に対して余暇支援等の個別支援を実施。また、少しでも多くの体験を行い精神的安定を図るためにも個別の散歩や外出等の社会生活支援の充実を心がける。なお、身体拘束ゼロを目指して居室制限の撤廃等解放された空間づくりに努める。

#### 【生活介護・高齢者支援グループ】

- ・高齢化等を起因に、身体的に何らかの課題を有する利用者を中心に構成し、機能訓練や軽運動等実施しながら怪我の防止に配慮し、健康で生きがいと潤いのある生活を送れるよう支援する。

(主な活動内容…機能低下防止のためのリハビリ運動・趣味的活動  
グループ外出等)

#### (6) 施設入所支援について

キーワード…国連障害者権利条約第19条

施設収容（施設入所）の廃止

特定生活施設に住むことを義務付けない

(障害者総合支援法の理念…誰とどこで済むか選択できる)

一昨年度国連障害者権利条約に関する対日審査で施設入所の廃止（施設入所の新たな体系等の創設）が示されており、大変厳しい状況にある。（このような背景を踏まえ）原則として特別な生活環境とならないよう最大限配慮し個々の人間として、意思を尊重し「普通」の暮らしを提供するよう努め、充実した生活環境となるよう支援してきた。

↓

・意思決定支援の強化…自分自身が希望する生活スタイルを確立できることを主眼に、様々な経験の機会を確保しながら、充実した生活環境となるよう支援する。〔特に、意思表示が困難な利用者については、意思決定支援総括表に基づいて丁寧に支援する。〕

・社会生活支援の強化…どんなに障害が重くてもその人らしく地域の一員として生活できるよう利用者会とも連携し、（コロナ状況を見極めながら可能な範囲で）外出や各種イベントへの参加等を実施して、社会参加の機会の拡大に努める。

・感染症への予防等…新型コロナウイルス、インフルエンザ等への感

染予防・衛生管理の徹底を図り、利用者の健康維持に努める。

(7) 地域との交流等について

前年度と同様に、感染予防対策等の徹底を図りながら、青森工業高等学校ねぶた部との交流・他施設の販売コーナーの実施・地域住民も含めて抽選会の実施等の内容で地域交流会を企画し、地域との交流を計画したが青森工業高等学校ねぶた部と日程調整がつかず、急遽青森大学三味線部に三味線演奏を披露していただきなど、行事に参加していただき交流を図った。

## 「デイサービスセンター ケヤキ 放課後等デイサービス事業報告」

### 1 運営方針

デイサービスセンター ケヤキでは個別支援を重視しながら、精神的・身体的機能を最大限伸ばせるように努めて支援してきた。併せて、本体施設障がい者支援施設 幸養苑との連携を図りながら、将来的に社会自立ができるようになることを目標とし、1人1人の発達段階を十分考慮し個々に即した支援を充実させるよう努めてきた。また、家族とのつながりを重視し障がい児とその家族への支援を行ってきた。

### 2 事業内容

(1) 放課後等デイサービス 定員 10名

【地域生活支援事業】

(2) 日中一時支援 定員 5名

### 3 療育支援の実施について

(1) 個別的支援

個々に応じて、運動（歩行・リズム体操等）学習（お絵かき・絵カード等を使用しての言語習得等・粘土等による創造的活動）・身辺自立等での課題を中心に支援し、無理のない丁寧な療育支援を心がけた。

① 生活関連動作

着替え等出来る限り自分のことは自分でできるよう工夫しながら援助し、やる気を育みながら、生活習慣の確立を目指してきた。

② 排泄

排泄の自立を促すとともに、外出前等自主的にトイレに行くことができるよう自立する心を育むよう努めた。

③ コミュニケーション（言葉）

答えやすいような言葉掛け等に配慮し、自ら話したいという意欲が持てるよう促すとともに、足りない言葉を支援者が補う等発語が出るよう配慮してきた。

④ 学習

1人1人に即した教材に配慮し、それぞれの課題に沿って学習を進めた。また、結果より過程（プロセス）を重視し成果を評価し楽しい環境で学習できるよう心がけてきた。

⑤ 移行支援

高校生対象に卒業後を見据えた活動プログラムを設定、作業スキルの向

上、集団生活への適応力を養うことで、成人施設での生活に対応できるよう支援している。

#### (2) 集団的支援

仲間との関わりを通して、「待つこと」や「思いやり」を学び、社会性やルールを習得できるよう支援しコミュニケーションスキルの向上を図るよう支援してきた。

##### ①絵本

絵本や紙芝居等を活用して想像力を高め感想を話し合う場面等を設定し発言する力を養うよう努めてきた。

##### ②リズム体操等

歌ったり、リズムに合わせて体を動かしたりするなかで、自分の役割を認識し、身体能力の向上に繋がるよう支援してきた。

##### ③仲間との関係

順番を決めて待つことを覚えたり、衝動を抑制する等感情を少しづつコントロールできるよう配慮しながら支援するよう心掛けた。

#### (3) 自閉症児等への個別対応プログラムの確立

T E A C C H等のプログラムによる支援を展開するよう配慮してきた。

また、行動障害等の課題解決に向けて P D C Aサイクルの活用等積極的に実施し、課題の解決に努めた。

#### (4) 健康管理等

来所時、個々の健康チェック（体温測定、健康状態の確認等）を行うとともに帰宅時の状況確認の徹底を図り、必要に応じて連絡ノートを通じて家族への情報提供を行った。

※具体的な小学部・中学部・高等部ごとの支援状況については、後述する活動状況を参照。

### 4 家族との連携等について

子どもの発達の遅れや障害への理解等家族が抱える悩みに耳を傾け、課題等についてできる限り長期的ビジョンに立って支援できるよう努めた。年度末（3月）には個別に保護者との懇談会を設け、一年間の支援状況等説明するとともに、次年度に向けて課題や要望等を聞き取りながら支援方法について確認を行った。

### 5 職員の資質向上に向けた取り組み

原則として、本体施設 幸養苑における研修計画に準じて、職員研修等実施した。

(1) 職場内研修

専門的支援の向上、福祉情勢の的確な把握等職員の資質向上のために、必要に応じて幸養苑内研修会に参加した他、定期的な支援会議の中で支援方法や虐待防止等について確認を行った。

(2) 職場外研修

キャリアアップ研修等に参加。今年度は、中堅職員研修・リーダ研修に該当職員が参加、資質向上に努めた

## 6 権利擁護の推進

(1) 苦情解決の推進

本体施設「幸養苑」苦情解決事業実施要綱に基づいて、利用者等の苦情等を受け付けやすいよう配慮した。なお、今年度は保護者等からの苦情は特に発生しなかった。

(2) 福祉サービス自己評価等の実施

支援の定期的な評価・振り返り等行い、支援の充実等推進するため、福祉サービス自己評価等の充実を図るため、「放課後等デイサービス自己評価表(職員用)」及び「放課後等デイサービス評価表(保護者用)」を1月に実施。課題について会議を通して改善に向けた協議・検討をし、その結果について法人ホームページで公表した。

(3) 虐待防止の遵守

「虐待防止チェックリスト」に基づいて実態調査を実施し、結果については、支援会議等をとおして報告するとともに必要に応じて個別面談等を通して指導を行った。また、身体拘束等の適正化に向けた検証と対策等について、施設内研修を通して定期的に協議し、身体拘束ゼロに向けた取組みを行った。

## 7 地域社会との連携

(1) 地域との交流促進

ア 施設行事等での交流

幸養苑主体で実施される地域交流イベントへの参加、事業所周辺の散策時などに地域住民と交流を図った。

イ 学校行事への参加

参加できる行事に関しては、出来る範囲内で参加。また、児童の様子を

学校や保護者から情報提供してもらい、状況把握に努めた。

## 8 利用児の安全管理等について

本体施設「幸養苑 危機管理に関する指針」及び「不審者対応マニュアル」に基づいて、安全管理体制の確立及び利用児の安全確保等に努めた。また、安全計画に基づき定期的に安全確認、必用に応じ研修を実施した。

## 9 防災管理等

### (1) 防災管理

「幸養苑消防計画」に準じて消防計画を作成し、毎月避難訓練を実施し利用児の安全確保に努めた。

### (2) 非常用持ち出し品等の整備

災害時への対応に備えるために、非常用持ち出し品等（停電時等の対応品・救急品等）を準備するとともに、定期的に非常品等の整理・確認を行った。

### (3) 緊急避難時名簿等の整備

災害時等において、的確な対応や連絡が確保されるようするために利用者等緊急避難名簿を作成・保管し、保護者等への連絡に万全を期すよう努めた。

### (4) その他

本体施設「幸養苑」と連携し、救急時の対応確認等必要とされる防災教育を実施し、防災意識や対応の向上に配慮してきた。

## 10 保健衛生管理等について

### (1) 利用児の健康管理等

日々の利用開始の際には、職員が検温・視診等を実施して利用児の健康状況把握に努めるとともに、必要に応じて本体施設 幸養苑 看護職員との連携を図り、その強化に努めた。また、定期的な運動等を実施して体力向上等に配慮した。

### (2) 予防対策

本体施設「幸養苑 感染防止マニュアル」に準じて、日頃から衛生管理等の徹底に努めた。

※協力医療機関等（幸養苑に準ずる）

①協力医療機関（嘱託医）

青森市関谷医院

②協力歯科医院

青森市白取歯科医院

③その他連携医院等

芙蓉会病院・下山泌尿器科医院・おさないクリニック

【新型コロナウイルス・その他の感染症対策】

- ・対策については、国から示された指針等に基づいて職員の健康状態の把握（出勤時の検温確認及び体調の確認等）・定期的な施設内の換気の徹底・消毒等を行った。また、利用児についても利用開始の際の体温確認や体調確認の徹底等予防管理に努めた。

## 参考資料

### 「令和6年度 利用児及び活動状況」

- 1 小学部 5名 [男子3名・女子2名]  
生活全般の基礎訓練 [排泄・身辺衛生・着替え・片付け等]  
余暇支援 [長期休暇を中心に戸外歩行等の活動]  
〔5名中、1名は筒井小学校・4名は青森第二養護学校小学部在学〕
- 2 中学部 1名 [女子1名]  
個別支援  
余暇支援  
運動 ※週1～2回程度  
創作活動 等  
〔青森第二養護学校中学部在学〕
- 3 高等部 12名 [男子10名・女子2名]  
生活自立に向けた基礎訓練 [整理整頓・清掃等]  
個別支援 [卒業後に備えた支援等]  
余暇支援  
〔12名とも、青森第二養護学校在学〕
- 4 小・中・高等部共通活動
  - (1) 長期休みに合わせ、調理実習・買い物外出等を実施。
  - (2) 季節行事として花見、地域交流会、クリスマス会を実施。
  - (3) 週1回程度、散歩や体操等の運動を実施。
  - (4) 月に1回程度、季節に応じた創作活動を実施。
  - (5) 月に1回程度、お誕生会を実施。

# デイサービスセンター ケヤキ相談支援事業報告

## 1 基本理念

この事業は、利用者の人権尊重と権利擁護に基づいて、利用者ニーズ等に即応した福祉サービスを提供することを旨とし、常に当該利用者の立場に立って支援してきた。

### (1) 自立支援

利用者が、個々のライフステージに基づいて障害状況等に関わらず本人らしい自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援した。

### (2) 主体性の尊重（利用者本位の支援）

利用者が、一人の人間として自らの想いが実現されるようかつ可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定が拡大できるよう支援した。

### (3) 生活の充実（QOLの向上等）

障がいのある人が、障害特性等に関わらず個々の人格と特性等を尊重し、その特性に応じた福祉サービスを総合的に提供することによって、生活の充実を図れるよう努めてきた。

## 2 基本方針

- (1) 利用者的心身の状況・置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づいて、総合的かつ効率的に提供されるよう努めた。
- (2) 福祉サービス提供にあたっての公正中立を旨とした。
- (3) 他の関係機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善や開発に努めた。
- (4) 自ら提供する指定計画相談支援等の評価を定期的に行い、常に改善するよう努めた。
- (5) 関係法令を遵守した。

## 3 事業概要

各相談支援事業をとおして、障害児・者の自立した生活を支えるとともに、個々の抱える課題を適切に改善・解決できるよう総合的に支援するよう努めた。

### (1) 実施事業

- ①指定特定相談支援
- ②指定障害児相談支援

### (2) 主な実施内容

- ①計画相談支援の提供
- ②基本相談支援（福祉サービスを利用するための情報提供、相談等）
- ③サービス等利用計画の作成等

- ④モニタリングの実施等
- ⑤利用計画等に関する評価、改善等
- ⑥利用者負担額の受領事務等
- ⑦給付費請求業務等
- ⑧利用者からの相談、苦情解決等に関する業務
- ⑨資質向上に向けた取り組み等

(3) 指定計画相談支援等の提供方法及び対応等について

- ① 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めた。
- ② 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者的心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるように配慮した。
- ③ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者によるサービスの選択に資するよう当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談事業者に関するサービス内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供した。
- ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者的心身の状況や置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通して利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行った。
- ⑤ 相談支援専門員は、アセスメントの実施にあたっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った。この場合に相談支援専門員は、面接の内容等について利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るよう努めた。
- ⑥ 相談支援専門員は、各利用者のアセスメントに基づいて当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービスの提供を検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向・総合的な支援方針・生活全般の解決すべき課題・提供される福祉サービスの目標等及びその達成時期・福祉サービスの種類・内容・量等について記載したサービス等利用計画を作成するよう努めた。
- ⑦ 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置づけた福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるかどうか区分した上で、当該サービス等利用計画の内容について、利用者又はその家族に説明し文書による同意を得るよう努めた。
- ⑧ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービ

ス等利用計画を利用者に交付した。

- ⑨ 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等及び指定一般相談支援事業者その他の者との連携等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明するとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から意見等を求めるよう努めた。
- ⑩ 相談支援専門員は、前号の担当者から意見を求めたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に説明し文書による同意を得た。
- ⑪ 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び第9号のサービス担当者会議に出席した担当者に交付している。
- ⑫ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後サービス等利用計画の実施状況把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更や福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜を図ると共に新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申告の勧奨している。
- ⑬ 相談支援専門員は、モニタリングの実施にあたり、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡等を継続的に図るとともに、厚生労働省で定める期間毎に居宅等を訪問し、利用者等と面談する他、その結果を記録している。
- ⑭ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合であっても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難と認められる場合又は利用者が指定障がい者支援施設に入所等希望する場合には、指定障がい者支援施設等への紹介等に努めている。
- ⑮ 相談支援専門員は、指定障がい者支援施設等から退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう必要な情報等の提供や助言等に努める。

#### 4 利用者等の権利擁護の推進

##### （1）苦情解決事業の推進

デイサービスセンター ケヤキ「苦情解決要綱」に基づいて、利用者等の苦情等受け付けやすいように配慮するとともに周知徹底を図った。

##### （2）倫理行動規範の厳守

社会福祉法人 清養会「幸養苑倫理行動規範」に準じて、利用者等の人権の尊重・権利擁護の推進等に最大限努めている。

## 5 虐待防止の遵守

利用者等の権利擁護・人権尊重等を推進するとともに、虐待防止のために必要な体制整備等を行う。合わせて、障害を事由とする「差別の解消」に向けた取り組み強化、合理的配慮の推進等に努めた。また、相談ケースの中にも虐待と関連するような相談内容も複数あり、内容等に応じて速やかに青森市・児童相談所等との連携を図り養育者等による虐待の防止について努めた。

※具体的には、社会福祉法人 清養会「虐待防止マニュアルに基づいて厳守する。また、日々の対応等については「幸養苑 虐待防止委員会」等と連携を図り対応している。

## 6 資質向上に向けた取り組み（研修等）

原則として、本体施設 幸養苑 研修計画に準じて、専門性の確立・資質向上等に努めた。

### (1) 職場内研修

必要に応じて、年間研修計画に基づいて、苑内研修会に参加した。

### (2) 職場外研修

専門研修に参加、専門性の向上と福祉情勢の情報収集等に努めた。

## 7 保健衛生等について

### (1) 職員の健康管理

職員の健康診断を年二回実施した。なお、実施にあたっては法人関係職員一斉に「幸養苑」にて行った。

### (2) 予防対策等

「幸養苑 感染防止マニュアル」に準じて日頃から衛生管理等の徹底、新型コロナウイルス等含め適切に対応できるように努めた。

## 8 その他

- (1) 利用者等に対して、適正な相談支援事業を提供するため、青森市主催の相談支援事業所連絡会議や圏域会議への参加を通して、各関係機関等との連携を密にし、公正なサービス提供を心掛けた。
- (2) 幸養苑拠点事業部や青森県地域生活定着支援センターと連携し、矯正施設退所者の地域生活への移行に係る相談支援を実施した。
- (3) 地域社会での福祉ニーズに寄与するため、隨時、「青森市自立支援協議会」等との連携に努めた。